

いばらぐらし住宅新築補助金とは

市内において**住宅を新築する方**に対し、住宅新築に要する経費の一部を補助します。

【対象者】

- ・本市に定住（5年以上住むことを前提に市内に住宅を有し、そこを住所地とし、生活の本拠を置くことをいう。）の意思がある人
- ・平成30年4月1日から平成33年3月31日までに住宅新築に係る工事契約をし、平成34年3月31日までに市内に住宅を新築し、入居した人
- ・補助金対象者及び同一世帯の人全員に税及び税外収入金の滞納がないこと
- ・新築した住宅の所有者の一人であること
- ・同一世帯の人及び生計を同一とする人以外に「連帯保証人」となる人がいること

【対象要件】

市内に新たに建築する住宅で「玄関、台所、便所、浴室及び居室」を有する一戸建て住宅（店舗等との併用住宅を含む）を対象とします。

ただし、別荘等一時的に使用するもの、賃貸・販売等営利を目的とするものは、対象になりません。

※「四季が丘団地住宅等取得資金利子助成金」との併給はできません。

【補助率】 補助対象経費の10分の1

【補助上限額】 100万円

ただし、市外に事業所を有する建築業者等（個人経営を含む）が施工する場合は、上限を50万円とします。

※工事請負契約が複数にわたるケースについては、補助対象経費全体のうち、市内業者の施工割合が50%以上であれば、上限額を100万円とします。

・市内業者とは、法人については、市内に登録上の本店又は支店を有するもの、個人経営については、市内に住所を有するものです。

※平成30年4月から、若者世帯・子育て世帯・移住世帯を応援する、いばらぐらしマイルプラス補助金が始まりました。

【いばらぐらしマイルプラス補助金】	若者世帯	1世帯につき10万円を補助上限額に加算
	子育て世帯	対象の子ども1人につき10万円を補助上限額に加算
	移住世帯	1世帯につき10万円を補助上限額に加算

「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型」を利用するためには

「いばらぐらし住宅新築補助金」の交付対象であること

小学校修了前の同居する子がいること
(子育て世帯に係るいばらぐらしマイルプラス補助金を利用すること。)

井原市外から、井原市に移転すること

補助申請者の年齢が満40歳未満

三世代以上の直系親族が同居
 新築する住宅の床面積が70㎡以上

子育て世帯と親世帯が新たに2km以内に居住

【フラット35】子育て支援型
(若年子育て)

【フラット35】子育て支援型
(同居)

【フラット35】子育て支援型
(近居)

【フラット35】地域活性化型
(UIターン)